

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和 8 年 9 月 15 日（火）午前 8 時 58 分～午前 9 時 19 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 教育長 企画財政部長 総務部長
市民部長 地域文化スポーツ部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項 1「令和 8 年狛江市議会第 3 回定例会提出予定議案追加について」の説明をお願いします。

部 長 追加予定議案は、「損害賠償の額の決定及び和解について」です。土屋塚古墳公園内の倒木について、9 月 8 日庁議では居住者に対する損害賠償の専決処分について報告しましたが、今回議案として提出するのはマンション管理組合に対する損害賠償です。金額が 100 万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。24 日に追加議案として議会に提出予定です。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項 1「専決処分の報告について」を報告してください。

部 長 9 月 10 日付けで、超過勤務手当の遡及支給に伴う遅延損害金について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しました。

保育園の業務に関して、土曜日勤務の振替は原則として翌週の金曜日とすることが職員組合と合意されていたことから、当該勤務が生じた際にも、週休日振替による割増分の超過勤務手当には該当しないものと判断していました。しかしながら、令和 8 年 3 月 25 日付けで三鷹労働基準監督署より、当該合意によらず 1 週間あたり 38 時間 45 分を超えた部分の超過勤務手当については、過去 3 年間遡及して支払うよう是正勧告を受けました。児童育成課において、過去 3 年間の勤務状況を確認し、対象者を特定したことにより追加支給額及び遅延損害金を算出し支払うものです。遅延損害金の合計額は、650,480 円、対象者は 116 人です。

市 長 続いて、報告事項 2「令和 8 年度昇任試験の実施について」を報告してください。

部 長 7 月 7 日庁議で令和 8 年度昇任試験の第一次試験の実施日程についてお知らせしましたが、主任、技能・労務系職員主任、技能・労務系職員主査及

び技能・労務系職員統括主査の試験実施に係る受験資格等の詳細が資料のとおり決定しました。

主任試験における受験資格について、令和7年度から変更点が1点あります。令和7年度まで受験資格における在職年数において、狛江市採用前の職歴は8割で換算した年数を加えていましたが、市政課題の多様化に伴い、民間企業等の経験をはじめとした多様なキャリアを適切に昇任に反映できるよう減率換算はせず、在職年数に加えることとします。

なお、条件付採用期間中の職員は受験できないとしていますが、現時点で4月1日入庁者の条件付採用期間の評定中であり、各試験の受験対象者が確定していない状況にあります。10月以降、受験対象者が確定次第、受験対象者のいる部署の所属長に対象者名簿を配布するので、対象職員への声かけをお願いします。保育園や学校等の外部職場には施設ごとに個別に配布します。受験申込みは10月下旬開始を予定しています。申込み開始時、事務連絡により周知します。

なお、業務上当日の受験が難しい職員については、職員課へ相談してください。

市 長 続いて、報告事項3「健康ポイント事業『こまちゃき』の運用開始について」を報告してください。

部 長 これまで紙の台紙で実施していた健康ポイント事業について、令和8年度からスマートフォンアプリ「こまちゃき」を導入し、10月末にアプリを運用開始します。

「こまちゃき」では、ウォーキングを始めとする健康づくりに関する取組等に応じてスタンプを貯めることができ、一定数のスタンプが貯まると、狛江市の地域ポイント「こまポ」が自動的に付与されます。10月末のアプリ運用開始に向けて準備を進めており、市民への周知は広報こまえ9月15日号に掲載しています。また、市ホームページとSNSや公共施設と町会自治会等へのポスターの掲出のほか、市民まつりにおいて、「こまポ」と併せて「こまちゃき」を紹介し、利用を呼びかける予定です。アプリを活用することで、これまでの紙の台紙よりも手軽に参加でき、楽しみながら継続的な健康づくりにつなげられる事業として取り組んでいきます。

「こまちゃき」を利用するには、「こまポ」の登録が必要となります。その後、専用アプリをダウンロードし、健康づくりに取り組み、スタンプを貯めます。スタンプが一定数貯まると、「こまポ」が自動付与される仕組みとなっています。令和8年度のインセンティブについては、「こまポ」300ポイントを予定しています。

市 長 その他ありますか。

部 長 令和8年9月8日から9日にかけての大雨についてです。

9月8日夜のはじめから9日未明にかけて、東京地方に警報級の大雨、土砂災害の可能性があるとの予報が出されたため、午後5時30分に安心安全情報メール・市ホームページ・SNSにおいて注意喚起を促しました。この間、市の態勢として、8日午後9時から安心安全課による情報収集態勢に移行しています。

8日夜のはじめから、次第に雨が強まり、大沢池上水位観測所での水位上昇により、午後9時10分に東京都・気象庁の共同により、野川・仙川に対し、レベル4氾濫危険警報が発表されました。これに伴い、安心安全情報メール・市ホームページ・SNSにおいてレベル4氾濫危険警報発令の周知と注意喚起を促しました。なお、狛江市における大雨警報は発表されていません。

三鷹市の大沢池上における野川の水位は、午後9時に氾濫危険水位の2.14mを超え、2.38mを記録し、午後9時30分に2.57mまで達しました。その後、徐々に下がりはじめ、午後11時10分に氾濫危険水位を下回り、1.96mとなりました。野川大沢調節池においても、午後11時10分に貯水率が50%に達しましたが、その後は低下しました。また、狛江市内においては、東野川の水位計で午後10時に2.21m(50%水位は2.19m)となりましたが、特に混乱等はありませんでした。翌9日午前1時35分にレベル4氾濫危険警報は解除され、同時刻をもって情報収集態勢も解除しています。

今回の大雨による市内及び市施設の被害は特にありませんでした。新たな台風も発生しているので、引き続き注視していきます。

市 長 今回、小金井市に大雨警報が発令されました。上流の雨量が多いと、野川全体的に氾濫危険警報が出てしまいましたが、野川大沢調節池に増水した水を流入するので、狛江のような下流部においては、水位の変化はありましたが、大きな災害にはなりませんでした。今後も情報確認を徹底してください。

他にありますか。

部 長 「狛江市フェスタ」及び文化スポーツ振興課職員のユニフォーム着用についてです。

9月19日に、協定を締結している読売ジャイアンツの「狛江市フェスタ」がジャイアンツタウンスタジアムで開催されます。試合はファーム・リーグ公式戦で読売ジャイアンツ VS 西武ライオンズ、午後2時プレイボールです。試合前には、狛江高校ダンス部によるパフォーマンスや、市長から狛江産野菜の贈呈を行う予定です。

また、読売ジャイアンツへの応援機運の醸成のため、文化スポーツ振興課は9月15日からイベント当日まで、ジャイアンツのベースボールシャツを着用します。

市 長 他にありますか。
部 長 泊江市民総合体育館改修工事完了に伴う職員向け内覧会の実施についてです。

9月30日午前10時から午後4時まで、職員を対象とした内覧会を開催します。内覧を希望の部署は、課単位で、9月29日までに希望時間を文化スポーツ振興課へ連絡してください。

なお、同日午前10時から教育長の内覧会を実施します。

市 長 今後、活用予定の部署もあると思うので、各課で時間を合わせて内覧してください。

他にありますか。

部 長 「2026年ネパール洪水救援金」及び「令和8年8月27日からの大雨災害義援金（富山県、石川県、福井県）」の受付開始に伴う公共施設等への募金箱の設置についてです。

日本赤十字社での「2026年ネパール洪水救援金」及び「令和8年8月27日からの大雨災害義援金（富山県、石川県、福井県）」の受付の開始について、市ホームページに掲載するとともに、さらに支援を強化するため、公共施設等へ募金箱を設置しました。募金箱の設置期間は、「2026年ネパール洪水救援金」は9月9日から11月30日までを予定し、「令和8年8月27日からの大雨災害義援金（富山県、石川県、福井県）」は、富山県、石川県及び福井県の3県を対象とした義援金を9月9日から11月30日まで、富山県及び石川県の2県を対象とした義援金は12月1日から令和9年1月29日までを予定しています。

募金箱設置場所は、「2026年ネパール洪水救援金」は市内2施設、「令和8年8月27日からの大雨災害義援金（富山県、石川県、福井県）」は市内10施設です。各公共施設等へは、事務連絡にて協力依頼をしています。

また、庁内掲示板へ掲載しているので、問い合わせ等があれば、御案内をお願いします。

市 長 募金箱が増える状況が続いているため、設置している施設については長期にわたり協力いただいておりますが、引き続きよろしくお願いします。

他にありますか。

部 長 最高裁判決に伴う生活保護費追加給付の過支給についてです。

平成25年の生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決を踏まえ、平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給していた世帯を対象に、現在受給中の世帯約1,100世帯に対して8月分の保護費に上乗せする形で7月31日に支給を行いました。

この支給の一部に誤りがあり、64世帯に約280万円を過支給していたこ

とが判明しました。

要因としては、各世帯の追加給付金額を算出する際に、対象期間内に死亡等により世帯員減となったものについても支給してしまったことによるものです。

今後、対象世帯に対しお詫びの御案内をするとともに、返還のお願いをする予定ですが、合わせてプレス発表を行います。

市長 給付の際、狛江市では、他自治体より早い対応をしていただきましたが、確実に点検を行ってからの支給でないと、今回のようにかえって後処理が大変になります。今後このようなことについては、複数人で再度点検をする等、基本を遵守してください。本件については、この後、議会に報告し、プレス発表します。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、9月24日午後1時00分から開催します。